

## 平成30年白老町議会定例会1月会議会議録（第2号）

平成30年1月 30日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時17分

---

### ○議事日程 第2号

第1 会議録署名議員の指名

第2 議会運営委員長報告

第3 議案第2号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第7号）

第4 特別委員会の中間報告について

（町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会）

---

### ○会議に付した事件

議案第2号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第7号）

特別委員会の中間報告について

（町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会）

---

### ○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

2番	小西秀延君	3番	吉谷一孝君
4番	広地紀彰君		

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副	町	長 古俣博之君

副町長	岩城達己君
教 育 長	安藤尚志君
総務課長兼危機管理室長	岡村幸男君
財 政 課 長	大黒克巳君
企 画 課 長	高尾利弘君
象 徴 空 間 整 備 統 括 監	笠 卷 周 一 郎 君
経 済 振 興 課 長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課 長	本 間 力 君
生 活 環 境 課 長	山 本 康 正 君
町 民 課 長	畑 田 正 明 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	工 藤 智 寿 君
建 設 課 長	小 関 雄 司 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	越 前 寿 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
アイヌ総合政策課長	三 宮 賢 豊 君
経 済 振 興 課 港 湾 室 長	藤 澤 文 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	増 田 宏 仁 君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日1月30日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会1月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、2番、小西秀延議員、3番、吉谷一孝議員、4番、広地紀彰議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子委員長） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行なった議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年白老町議会定例会は3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中に関わらず議事の都合により1月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での審議事項は追加議案に対する本会議の運営の件であります。まず、財政課長及び議会事務局長から、その概要についての説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

1月会議に追加議案として付議され提案された案件は町長の提案に係るものとして平成29年度一般会計補正予算1件であります。

また、議会関係については、現在特別委員会において調査中であります。町立病院改築基本方針に関する中間報告1件であります。

協議の結果、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから、1月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は報告済みといたします。

---

◎議案第2号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第7号）

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第2号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議案第2号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第7号）。

平成29年度白老町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,694万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,971万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年1月31日。白老町長。

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正。1歳入及び次ページの2歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次のページです。第2表、繰越明許費、3款民生費、1項社会福祉費、象徴空間予定地整備事業、金額4,914万円。9款消防費、1項消防費、全国瞬時警報システム機器更新事業費319万3,000円。

この内容につきましては、歳出のところで合わせて説明をさせていただきます。

続きまして、5ページの第3表 地方債補正、全国瞬時警報システム機器更新事業補正後の限度額310万円というところがございます、この内容につきましても歳出のところで合わせて説明をさせていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうから説明をさせていただきます。10ページをお開き願います。

2款総務費、1項7目財産管理費、財産管理事務経費31万7,000円の計上でございます。本年1月15日、旧社台小学校に職員が出向いた際、何者かによる不法侵入の形跡を発見し内部調

査をした結果、体育館や教室の窓ガラスが7カ所割られてございました。その後、苫小牧警察署に事情を説明の上、現場検証を行い、風除室から鍵を細工して侵入したと思われるとのことで、1月19日に当署へ正式な被害届を提出しております。

このことから、窓ガラス取りかえに要する修繕料を追加計上するものでございます。財源につきましては、諸収入の建物災害共済保険金を全額充当いたします。

続きまして、17目諸費、税等過誤納付金100万円の計上であります。道、町民税の確定申告による賦課額の変更等により還付金に不足が生じたことから、不足分100万円を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、3款民生費、1項8目アイヌ施策推進費、(1)民族共生象徴空間整備促進・活性化事業25万8,000円の計上であります。昨年の定例会12月会議の一般会計補正予算(第6号)にて追加補正いたしました北海道と共同参加する民族共生象徴空間リネージュ事業によるアメリカ合衆国ハワイ州への調査及び視察に係る経費につきましては、普通旅費及び補助金としてそれぞれ計上したところでございますが、この度旅行代理店からの当初見積もりによる航空機が使用できなくなり、便を変更しなければならないこととなったことで航空運賃が増額したことから、不足分を計上するものでございます。財源につきましては一般財源であります。

なお、12月の補正につきましては、あくまで見込額で計上したところでありますが、正式の旅行代金につきましては本年に入り示されたところでございます。北海道や旅行代理店と調整しながら本件を取り進めておりましたが、このような事態になったことをお詫び申し上げたいと思います。

次に、(2)象徴空間予定地整備事業4,914万円の計上でございます。アイヌ民族博物館施設等解体事業補助金であります。一般財団法人アイヌ民族博物館は、国立民族共生公園整備が本格的に進められるため、本年3月31日をもって営業を終了することとなり、当該敷地内に残存する施設等を解体、撤去することとなっていることから、解体費用分をアイヌ民族博物館に対する補助金として支援するものでございます。財源は全額財政調整基金の土地売り払い分を繰り入れて充当いたします。

なお、当該敷地における造成工事は来年度早々から進められるとのことで、解体業者の選定を本年度中に済ませた上で営業終了後速やかに施設解体するため、当該予算を来年度に繰り越すものでございます。

続きまして、次のページになります。8款土木費、4項1目港湾管理費、港湾施設管理経費67万9,000円の計上であります。臨港道路除雪業務委託料であります。除雪費不足を考慮し2台1時間分の経費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、9款消防費、1項4目災害対策費、全国瞬時警報システム機器更新事業319万3,000円の計上でございます。全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの受信機の更新でございます。導入から8年が経過し、システムの老朽化とともに、平成30年度中に新たな受信機を導入しなければ現在使用している受信機では情報を受信することができなくなることから、

更新工事にかかる経費を計上するものでございます。財源は町債の緊急防災減災事業債、充当率100%、普通交付税措置70%でございますが、310万円を充当するものでございます。なお、更新工事は30年度中に完了できればよいこととなりますが、システムは完全受注生産で工期がかかること、また、全国の自治体が競合するため納期が遅れる可能性があり、早期に発注準備を行う必要があることから、この度の補正予算での対応とし、予算は次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、10款教育費、6項2目保健体育費、町民温水プール機械室配管補修事業235万5,000円の計上であります。当該施設は平成3年の竣工から26年が経過し、ボイラー等の配管が老朽化により腐食等が著しく、管の破裂等が生じているため、機械室、貯湯槽から給湯までの配管の取りかえや機械室のバルブの交換などを実施するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

以上で歳出の説明は終わらせていただき、続きまして、歳入の一般財源のみ説明させていただきます。

6ページにお戻りください。19款繰入金、1項10目財政調整基金繰入金であります。象徴空間予定地整備事業にあたる一般財源として財政調整基金から4,914万円を繰り入れいたします。これにより、財政調整基金残高見込は約8億800万円、うちポロト関連分は8,600万円となります。

次に、20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金でございますが、歳出総額に対しまして歳入の不足分として438万6,000円を計上するもので、臨時財政対策債の減額分7,008万4,000円の整理は定例会3月会議で整理するものとしたしまして、現段階での繰越金の留保額は5,363万9,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） おはようございます。それでは、質問をさせていただきます。2点あります。1点目は、民族共生象徴空間整備促進・活性化事業、このリンクージュ事業補助金ということでお伺いいたします。

25万8,000円は飛行機が使用できなくなったので、その分の追加ということで説明されましたけれども、まず飛行機が使えなくなったということで、それでは見積合わせを一体どこでされていたのかということになると思います。その見積合わせ先、なぜそれがこのような形になったのか、先ほどの説明ではわからないので、もう少しきちんと丁寧に詳しくお願いいたします。

2点目が、これも時期が迫っていると思うのですが、参加者、団体のお名前、参加人数、それと出発日の日にちと期間をお伺いいたします。それから、結局これは白老町のお金が

出るわけです。行って来たのですよね。追加補正というのですから、行ってしまっただけで帰って来たらなぜ白老町の税金をこうやって使うのか非常によくわからないのでその辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） それでは、ご質問の象徴空間整備促進・活性化事業の関係ですけれども、見積もりの関係、手続きの関係でございますが、当初補正予算を上げさせていただく際にその時点での見積書をいただいたわけですけれども、それにつきましては道庁と一緒に合せて行動していくというような内容なものですから、道庁で利用している旅行代理店さんから見積をいただいております。補正させていただきましても、その後に入選であるとか道と旅行代理店との打ち合わせですとか、さまざまな手続きを進めていましてけれども、結果的にその便が使えなくなってしましまして、便の変更となって増額が生じたというものでございます。

次に、参加者の部分ですけれども、町内からは町長と職員1名、商工会から2名、観光協会から1名、アイヌ協会の推薦者が3名という形になっております。

行程につきましては、これも北海道庁と一緒に動く形になっておりまして、26日の金曜日に出発しておりまして、その日にポリネシア・カルチャー・センターなどを視察しております。その翌日27日にハワイ最大の博物館でございますビショップ博物館。あと、北海道人会との交流会などを行いまして、28日にハワイを出まして29日にはこちらのほうに戻って来ているというものでございまして、もう戻ってきてしまっているという部分でございますけれども、金額の増額がわかったのが補正予算の議決後で、ことしに入ってから判明したものですから、まずは一旦予算のほうを流用させていただきまして、今回補正でつきましたらその部分は戻すというような考えでございまして。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 説明を聞いても私はよくわかりません。見積合わせをして、その飛行機が使えなくなったというのであれば、それは飛行機会社の問題なのか、それとも引き受けたエージェンツの問題なのかということだと思います。誰が一体どこで見積合わせをしたのか。白老町は白老町で個別に見積合わせをしていたのですか。そういうことを聞きたいのです。それとも道で一括してお願いをしていたのですか。道でお願いをしていたのであれば、あとから見積合わせの金額が合わなくなったとか、飛行機の機材が使えなくなったとかいうときに、このお金というのは道のほうから予算が出ていたはずなんです。その中で賄われるべきものであって白老町が追加で出す金額ではないと私は思うのですけれども、その辺は道のほうからはどのような形で説明があったのでしょうか。これは確か道の事業です。違いましたか。私の記憶は違っていますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問ですが、この事業そのものは道庁で実施しているものでございまして、ハワイの賑わいだとか、ポリネシアンカルチャーセンターの賑わいだ

とか、そういうような動きを白老町のほうも見ておくべきではないかということで一緒に参加したものでございまして、白老町の部分の経費につきましては、白老町の部分と北海道から補助金をいただいている部分がございます。

見積の部分ですが、この事業につきましては道のほうで先にもう日程をいろいろ組んでいる部分がございます、また、業者もそちらのほうで決まっていたものですから、事業を円滑に進めるために同じ業者を使わせていただいたという経緯でございます。

飛行機の便につきましても、誰がいいとか悪いとかでもなく、道だとか代理店だとか町のほうもそうですけれども、いろいろ手続きを進めていく中で若干遅滞が生じたりして不足分が生じたというものでございます。

そういうこともございまして、予算要求時もこれは予測できたことなのですから、大変申し訳ないというところでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 正直言って今までの説明では全く理解できないです。もう行って来てしまってからどうこう言いたくないような気がしますけれども、でも町民の税金でこれからやっていかなければならないアイヌ博物館の国立化に向けて、町と民間業者の人たちと一体になってやっていこうというふうにやっていて、これはわかるけれども、では道のほうと一体となってやっていきますと言っているながら、その辺の差額が出てきたという説明は悪いのですけれども納得できません。町民の税金でありますし、わずかな金額とは言え、やはりもうちょっとその辺の説明をきちんとしていただきたいと思います。

3度目ですので理事者のお考え方はどうなのでしょう、その辺だけお伺いさせてください。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問の関係ですけれども、実際12月に補正の予算をいただきまして、旅行会社との話し合いの中では手続きを早めにしないとその便が使えなくなりますという話はございました。それに間に合うように我々のほうでも手続きを進めていたところでございますけれども、手続きを完了しましたが、そのあと旅行会社のほうから当初の金額で間に合っているのか、間に合っていないのかとか、その辺の連絡が来ておりませんで、増額だというのがわかったのが今年に入ってということでございまして、我々のほうの連絡調整の不十分さというところもあったかと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑がございます方。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 13ページの温水プール機械室配管補修事業についてお聞きします。これは具体的に状況を聞いて、新年度予算も始まりますので、その兼ね合いも含めて状況をお聞きしたいと思います。

ただいま財政課長から説明がありました。具体的な部分についてお聞きしたいのですけれども、配管等の取りかえ工事に至った原因、それと、具体的にもうちょっとどうなるのかという



説明、取りかえ工事をする具体的な、財政課長が説明した以外にいろいろあると思いますけれども、もうちょっと詳細に説明してほしいというのと、補修後どの程度の機能回復なのか、完全修復になるのかどうか。

それと、温水プールはこれまでも施設、ボイラー等、その都度緊急的に修繕してきています。修繕、補修が頻繁になってきているのです。そのために休館も余儀なくされています。私は昨今、担当者がプールに足を運んで施設管理をしているということは十分知っていますし、担当者は一生懸命やっています。多分そういう状況は報告もされていると思うのですが、そこで、これまでの施設、機械等の修繕、補修等の経緯、いろいろやっています。これはやはり復習しておかなければだめだと思います。もしわかれば費用がいくらくらいかかっているのか。そして現時点でプールの施設の不具合や破損状況があるのか、どういう状況になっているのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 4点ほどご質問をいただきました。1点目ですけれども、今回の工事の内容でございます。1月16日の深夜に給湯の配管から水漏れが発生したということでした。翌日、業者及び建設課のほうと現場に向かいましたけれども、やはりボイラー等の配管においては今まで開館して28年、全くと言っていいほど抜本的な措置を取っていなかったということで腐食等の老朽化が著しく激しく、そういうことでボルト等のゆがみですとか亀裂ですとか、また配管等の破裂が生じたということでした。業者の見立てではいつ破裂してもおかしくない箇所が多数あったということでございます。

今回どのような取りかえ工事を行なうのかということでございますけれども、機械室の貯湯槽の給湯配管の取りかえ、循環系薬湯注入ポンプの取りかえ、暖房系統温度調整機の取りかえ、トイレ系統ラインポンプの取りかえ、控室バルブの取りかえ、プラス平成25年度に改修いたしましたボイラー2基の整備、修繕も合せて行うような予定でございます。

これによりまして、完全修復になるのかということでございますけれども、これらの機器については、10年間は一応持つというふうなことで、今後10年間はこれにて持たせられるのかというふうに思っております。

また、これまで行なってきた修繕等の事業でございますけれども、昨年度におきましては床下の点検口の取りかえで9万9,000円、低温サウナの天井修繕で55万8,000円、排水溝グレーチング修繕で9万7,000円、幼児用児童プールの防水加工工事で453万6,000円、パネルヒーターの修繕工事で280万8,000円というふうにかかっております。今年度におきましても、機械室の温水配管取りかえで32万8,000円、高温サウナ室の天井修繕工事で55万円、サウナ室のドアの金具取りかえ工事2カ所で7万円、今後玄関ドアのフロアヒンジ取りかえ、アリーナの床修理というようなことで考えております。また来年度につきましては、一応現在のところ予算の要求をしておりますのでは、児童用プールのろ過機の交換、及び25メートルプールのろ過材の取りかえ等を要求しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今の説明でボイラーは10年間持ちますと、こう言っていました。これまでボイラーは非常に危険な状態にありました。るる今改善点出しましたけれども、1つとして、ボイラーの機能不全でこれまでプール内の更衣室やプールの中の室温が適温でなくて寒いとかいろいろ苦情があったのです。これらはもう改修をされていたのか、あるいは今回の改修で改善されるのかどうか、そういう部分であります。

新年度予算の話があったのですけれども、先ほど現時点でのプール施設の不具合、破損状況どうですかと言ったけれども、私事実を指摘していますので、それを踏まえて理事者が新年度予算にどういう形でいくかということでお聞きしているのです、大きな施設ですから。そういう意味ですので、どうこうということを抜きにして事実を言います。

まず、玄関の天井板が1枚落下しているのです。多分周辺の接続部分もいつ落下するかわかりません。これは非常に危険な状態になっています、今指摘はありませんでした。正直な話、利用者の方は不安に思っているのです、通る上ですから。また玄関に入る通路のタイルがずっと剥離しています。投げっ放し。それで一番大きいのは、多分教育長、古俣副町長も教育長でしたから前に聞いていると思うのですけれども、屋根の両面のほとんどが赤くさびて限界にきているのです。これはめくれたら大変なことになります。多分知っていると思いますけれども、雨漏りして前はサウナ室に入っていました。今はプールの中に浸透して落ちているのです、わかっていますよね。こういう実態が認識されていて、私が指摘した以外にも老朽化が進んでいる箇所があるかどうかということが2点目。

3点目に、これまでどおり修繕しますけれども、だましながらプールを使用していきながら、いよいよだめになったらプールを休止、廃止するという方針であれば別ですけれども、プールの対応年数を延ばして町民の利用の促進を図っていくためには、計画的に整備していかなければなりません。公共施設等総合管理計画を策定していますけれども、温水プールとしての施設方針、整備計画はどのようになっているか伺います。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 3点ほどご質問をいただきました。室温なのですけれども、水温30度ということでプールのほうでは設定しております。寒いという話はお聞きしているところなのですけれども、プールの室内については30度という設定で聞いているところでございます。そちらにつきましては、昨年度パネルヒーターの交換を行ない、今回もしっかりとボイラーの修繕等も行いますので、その中ではほぼ改善されるのではないかというふうには思っております。

2つ目の老朽化施設でございますけれども、前田副議長がお話されたことは十分我々のほうでも押さえております。ただ、屋根及び壁の改修には4,800万円がかかってきます。また、玄関屋根の防水工事、これは張りかえればいいというものではなくて、玄関の屋根自体も傷んでいるということで防水工事は200万円かかってまいります。また、トイレの建具関係、あそこ

も非常に格好がわるいのですけれども、50万円ほどかかるということで、いずれも今回もそうですけれども、一般財源での補正になりますので、どうか財源を見つけながら修繕に向けてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても利用者の安心安全ですとか、快適に施設が利用されるように計画性を持ちながら、財政当局とも話し合いながら施設の管理に当たってまいりたいというふうに思います。

整備計画につきましてはなかなか、ただやるところがたくさんあるということではございませんけれども、やはり財源をつかまなければ実効性のあるものになりませんので、今後そこら辺もつくってまいりたいというふうに思っています。

屋根と壁につきましては、多分5年も6年も前から我々のほうでは押さえているところであり、まずサウナ室でもそのようなことが起こりました。一応4,800万円ほど費用がかかるということで、こちらの財源もなかなか見つけられないものですから、そこら辺を見つけながら整備計画に反映し、直していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は、事実を指摘している部分でどう対応するのかいうことを言っていますので、それ以上の恣意はありませんけれども、今回補正予算でボイラーが上がっていますけれども、玄関の天井板が落下しているのはどのような認識ですか。風が吹いてきて下から吹き込んできたら飛んでいきます。また落ちてくると思います。かなりさびていますから、こういうのは今回補修が上がってくると思ったら全然上がってこない。これから風も強くなるし本当に大変なことになると思います。そういう認識があって、なぜ今回補正予算に上げなかったのかと思うのです。不具合が出るたびに緊急避難的な応急措置にしかなっていないのです。

今言ったように、膨大なお金がかかると前から進まない。適切な維持管理によってプールとしての安全性、快適性の確保、施設や機械類の向上や保全に努めるべきではないかと思えます。そのための公共施設等総合管理計画作成しているのです。公共施設等総合管理計画の運動施設という部分があります。その方針の中にプールは入っていると思いますけれども、計画書の中で記述しているのです。あえて求めればいいのだけれども私のほうで言います。現有建物については、点検と予防、保全、補修による施設の長寿命化を行ない、安定的なサービス提供と施設ライフサイクルの削減の両立を図るとしているのです。今の担当課長の説明にすると、もう耐えられない状況になっているのです。

これから新年度予算つくると思いますがけれども、休止、廃止、建物の除去も29年から予算である程度計画を持ってやるとありますけれども、私は景観上とか崩壊して危険だという部分は別として、なぜ私がこれを読んだかという、本当に先ほど言ったように、だめになったらやめるというのではなくて、耐用年数を延ばして使うというのであれば、当然整備方針を出さなければだめです、謳っているのですから。そういうことで早急にプール施設の全面的な点検を行って、当然財源の問題がありますから、これを合わせた年次計画をつくって、計画に沿って

毎年度予算化して確実に整備を進めていくことが必要なのです。ぜひそういうことをやっていただけないのかと思うのです。

これは教育委員会のほうはいろいろ要求していると思いますけれども、予算をつける者の考え方が整理されていないと実現しないのです。どちらが答弁するかわかりませんが、本当に公共施設等総合管理計画によってプールの全面的な年次計画をつくると。今言ったように4,900万円かかると言いますが、方針をつくってもう30年から、その部分を10年なら10年のスパンできちんと整備するという形が必要な時期にきているのです。いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 副議長のご指摘のとおりだというふうに感じております。どうしても今維持が後手に回っていると私も感じているところでございまして、本当に予防という部分での取り組みが不可と、現実的には傷んだところを応急処置的に直していくような施設の維持のあり方ということについて、非常に大きな反省と課題を考えております。

今後、先ほど整備計画というふうなご指摘もございましたけれども、私も担当課のほうには、プールに限らずまだまだスポーツ施設さまざまございまして、これらも経年劣化している状況でございまして、今の状況の実態把握、そして必要な修繕のあり方、こういったものを一覧表にしながら、教育委員会として優先順位を決めながら計画的に修繕をしていかなければだめだということの取り組みの指示を昨年からしております。

もうちょっとお時間をいただくことになるとは思います、いずれ教育委員会としてまず考え方をきちんと持って、そのうえでこれから財政のほうとも相談しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、プールにつきましては多くの町民の皆さんがご利用しておりますし、町民の健康を維持していくうえで大変大事な施設だというふうに考えておりますので、安心して利用していただけるように、今は後手に回ってご迷惑をかけておりますけれども、なるべく早い段階で対応してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑がございます方。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 簡単に2点お尋ねします。1点目、全国瞬時警報システムの関係なのですが、全く素人だからわからないのですが、8年たったということなのだけでも、国の方針だということなのです。30年までにかえないと受信できないと。これは明らかに国の責任ではないかと思うのです。交付税70%措置ということは、町の財源が30%いるということでしょう。例えば8年で早くそういうものが改善されるのでしょうかけれども、そこら辺がよくわからないのです。国がそれをやらなければ、自治体が全部負ったらだめだというのはなくて、これは明らかに国の責任でやるものだったら国が出すべきものではないかというふうに思うのですが、そこら辺は何か言ってきていますか。その点1点。

それともう1つ。先ほどのその民族象徴空間の関係で、細かなことを言うのではないのです。

1月17日に旅行会社さんが言ってきたと。それまで12月の段階で予算を組んだときにそういう示唆がなかったのかどうか。あつて1月17日までこちらが何も言わなかったら、こちらのミスです。サーチャージとかいろいろなことありますから、今燃料が上がるとかいろいろありますからわかるのです。ただ、相手の手落ちがないのか、そういうことをはっきりしないとダメなのです。金額の大小とかそんなことではないのです。町の姿勢の問題なのです。危機管理の問題なのです。だから、原因がきちんとこういう原因だと。だからこうします。それでごめんなさいというのならわかるのです。何だかよくわからないのです。そういうことではだめで、原因が何なのかははっきりさせる。例えば、そういう示唆があつたけれども、町が向こうに言わなかったからそういうふうになったということなのか、どうしても不可抗力でサーチャージだとか何かそういうことで、どうしてもこちらの責も少ないけれども相手がみれる状況ではないとか。何だか原因がよくわからないで、要するに危機管理がきちんしていないのではないかと。思うのだけれども、そこら辺もうちょっと明確にきちんと答えてください。その2点。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課長兼危機管理室長（岡村幸男君） 全国瞬時警報システムの関係でございますけれども、国からやはりそういう文書も来ていまして、お話のあつたとおりなのですが、国では平成19年にこれを導入していまして、うちが平成22年に導入したということで、うちが導入してから8年経過しているということでございますが、国が導入してから10年たっているという状況にありまして、近年の災害の状況、29年で言えば九州の北部豪雨ですとか、前の年は熊本の地震があつたということの中で、さらに去年はミサイルという全国を揺るがすようなこういう災害なり事態が生じているという中で、国もやはり危機感を持って全国的な警報システムの整備というのは喫緊の課題だという認識でいると。そういう中で市町村にも整備をお願いしたいという内容でして、今、情報伝達に多少なりとも時間がかかるということもあるものを、新しいシステムの中では瞬時にそれを処理できる、そういう能力を持った受信機にかえていきたいというような内容のものでございまして、そういう中で充実を図っていくことが今必要なので全面的にこういう対応をお願いしたいと。ついては先ほど言いました緊急防災・減災事業債、いわゆる起債を100%充当できるそういう体制で国は対応すると。なおかつ交付税でも7割算入しますという中で市町村のほうで導入を進めてくださいと、こういう内容で来ております。

国としては一定程度期限を切つて全国的な整備を促進したいという考え方があると思しますので、そういう意味で全国揃つて今の状況に対応した体制を取っていなければならないという中で白老町もその対応をしていきたいと、こういう考えてございますのでご理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） ご質問の件でございますが、まず12月に補正で予算をいただきました。その後、先ほども申しましたが、旅行代理店と手続きであるとか、さまざまな打ち合わせ行ないまして、同時にこちらから行く人選なども行なつたところでございましたが、

先ほども申しあげましたが、旅行代理店のほうから急がないと当初の見積もりの飛行機では行けなくなるので料金が変わりますということは聞いておりました。その中で人選を進めて、そのあと旅行代理店に氏名の報告やさまざまな手続きをしたのですが、その時点では旅行代理店のほうもいつまでやらなければ間に合いませんというお話もございました。それで、我々のほうはなるべく早く手続きを進めて、若干パスポートの面とかで遅れた部分は我々のほうにもあるのですが、その後旅行代理店からも金額のお話もなく、こちら連絡不十分の部分もあって結果的に17日に金額が判明したと。実はもっと金額のほうは倍くらいだったのですが、その辺はお互いの責任の部分もあるので交渉して何とかこの金額で押さえていただいたというところもございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1点目は理解できました。ただ、私が説明を聞いた中で、例えば受注生産で国が全部ここまでやれということなのです。必要性は十分理解できるし、全国一斉にやらなければ意味もないということも理解できるのです。ただ、受注生産で国が期限を切ってここまでやれというものは、本来それは国がやるべき仕事だというのは私の理解なのです。そういうのはほかの自治体からは全然出ていないものなのですか。国に全額出してくれと要求しても間違っていないもののような気がするのです。なぜかという、受注生産というのは、1社か何社か知らないですけども、そういうこと自体が私は何かちょっとおかしいと思うものですから、競争しなさいと言っているのにそういうふうになっているのだから。そういう点でやはりそういうふうにな国の方針でほとんどやるということであれば、国がやはりきちんと財政的な措置すべきだというのは、地方自治体としては意見を上げないといけない中身ではないのかなというふうにするので聞いたのです。深追いする気は全然ないですから、感情論としてそういうふうにするのですけれども、どうだというくらいのお話でございます。

2点目、今の中身は相手も折れて半分にしたということなのでしょう。相手も瑕疵がありこちらにも瑕疵があったということで折半みたいなことをしたと。それは細かい金額聞けば聞いたということになるのでしょうかけれども、そんなことではなくて、議会に答弁するときにはちゃんと議員が理解できるようにしないと。今担当が言って初めて向こうも折れているのだということがわかったのです。そういうことを議員は聞いているのです。何が原因で、どちらに責任があるかということを確認しないとだめなのです。そのうえで謝らないと、何を謝っているのかわからないのです。言った人だっておかしくなりますよ。そういうことは初めに言わなければだめなのです。議案説明会の際にきちんと言わないとだめなのです。聞かれて言うというのは、ではいくら向こうはまけて、こちらの金額の倍なのと、こうなるのですよ。困ることだって出るでしょう。だから、議会にきちんと説明をするときは、全課長がやはりそういう立場で、そういう形で説明をするような指導も含めて必要だと。やさしく言えば、隠しているのではないかと思われるということです。そういうことは十分注意してほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課長兼危機管理室長(岡村幸男君) 最初の全国瞬時警報システムの関係ですけれども、できるだけ国の支援をいただきたいというのは本当にそのとおりでして、私たちもそのように思っています。ただ、この警報システムというのは町の行政防災無線と連動して、例えば大津波ですとか地震においても例えば震度4以上の、うちの庁舎に設置してある地震計、これは気象台で設置しているものですが、それが4以上になれば自動的に警報として発信されるほか、そういうシステムを含んだものでして、国から全部が来る情報だけに限らず、そういう中身を持ったシステムで災害対応に対しての情報伝達手段として、これを全国的に普及させていくというのが国の考え方でございます。

まだ行政防災無線がついていない市町村もたくさんある中で今回ミサイルが飛んだときに警報が鳴らなかったですとか、システムの不都合によって鳴らなかったですとか、そういう市町村がある中で、国が何とかしてこれを全国の市町村が同じような環境の中で警報をきちんと発信できるような体制をとっていきたいということで新しいシステムを導入して、市町村も導入してくださいという中身になってございます。

当然国が一定程度の負担をいただく、一方で地方もその分の一定程度の負担をしなければならぬ、そういう中で今回の事業で更新をさせていただきたい、こういう内容でございまして、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長(山本浩平君) 岩城副町長。

○副町長(岩城達己君) 2点目の旅費の関係でございまして。今ご指摘があったとおり、このたびの対応の仕方、補正のあり方、さらには責任の取り方、そして各議員の皆さんに不信感を抱かせてしまったということに対しましてまずお詫び申し上げます。今後については、こういう原因で、そのうえでどういう対応をとって、どうしてもこの分が補正財源として必要だということを明確にしてご提案するように十分注意して取り計らいたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○議長(山本浩平君) 6番、氏家裕治議員。

○6番(氏家裕治君) 6番、氏家です。私も2点ほど簡単にお伺いしておきたいと思っております。

まず1点目、全国瞬時警報システム機器更新事業、Jアラートについては、今説明がありましたのでわかりました。ただ、これに関連する防災無線の関係です。防災無線で私も直接手に取ったことはないのですが、手動によるマイクで防災無線を稼働させることができるようになっています。多分、各町内会長さんあたりがそれを管理しているのではないかと思います。機器の更新だとか、例えば前回もありました雷による故障などの状況、その辺の防災無線の不具合の点検、整備については行われているのではないかと思います。もう一つ、よくよく考えるとマイクと連動した防災無線の点検状況は今どうなっているのか、そこがちょっと頭にあったものですからお伺いします。実際、前回の防災マスターの勉強会の中で、聞いた話なので私も実際そこを確認したわけではないのですが、萩野公民館で使用してい

る手動マイクの状況が、あまり調子がよくないという話を聞いたものですから、今回この質問に至っているのですけれども、萩野公民館だけではなくてほかの防災無線に備わっている手動マイクの点検整備の状況は今どうなっているのかということ1点お伺いしておきたいと思いません。

今、同僚議員からありました民族共生象徴空間のリンクージ事業の話、今副町長からもそういったお話があったから私も聞かないと思ったのですけれども、これからこういった象徴空間に携わる事業がどんどん出てくるものですから、やはり説明というのはもっともっと整理してお話をしていただきたいのです。旅行会社、道と交渉したときに、例えばこういった便がありますと、こういった便は一人これくらいの予算で飛ぶことができるのですけれどもどうでしょうかというような持ちかけはすると思います。その中で北海道は白老町さんとも一緒にいけるのであれば、いついつまでに何人行かれるのかということを確認にしてくださいというような通達はあったと思うのです。そうしないと旅行会社だっちはっきり言ってその予算で行けるかどうかというのはわからないでしょう。結局は人数がふえたのか、北海道の同行する人間がふえたのかわからないけれども、その便では飛べなくなったから次の違った便を用意したという話ではないのかなと単純に私は考えたのです。そうすると考え方がすっきりするのです。そうなったときに、燃料費だとかいろいろな飛行機にかかる経費が上積みになったものだから、実はこういったものがこれだけふえたのでその負担をできますかという話になるのか、もしくは北海道のほうの状況によっての不具合であれば、補助金としてこれだけ出た分については補助するから一緒に行きましょうという話になるのか、そういった問題が明確になってこそ初めて議会でなるほどと思うのですけれども、今までのような説明の仕方では納得できないという以前にわからないのです。

だから、これからもいろいろな事業が出てくると思うのですけれども、あとからこうなったというものは当然出てくるのです。そこで決まるものではないと思うから。後からこうなったというものに対しての説明はきちんとしなければいけないと、それは同僚議員が言われたので、それ以上のことは言わないけれども、白老町からの報告が遅れてそうなったというのであれば、それなりの説明の中でどうしてそうなったのだという話にもなるでしょうけれども、その辺がきちんとしないからみんな何か尻切れトンボみたいなおかしい形で終わってしまうのです。もうちょっとその辺すっきり話してほしいのです。オブラートで何か包んだみたいな言い方ではなくて、結局はいついつまでの期限に間に合わなくて、その便を押さえられなくて違う便になったのだという話なのか、そのほうがすっきりするでしょう。私が旅行会社だったらそういうふうに思うのです。その辺だけはっきりしてほしいのです。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課長兼危機管理室長（岡村幸男君） Jアラートに関連しての行政防災無線の関係でございますけれども、まず無線の保守点検は地元の事業者をお願いをして全機点検を行っております。そういう中で先だっの雷の被害の状況がわかったり、マイクの調子が悪いというのも実はわかったりしまして、数件修理をしているところもございます。



今のお話の萩野公民館の部分については、修理に入っていたかどうか今失念していますけれども、もしそういう状況があればすぐに確認を取りながら予算措置を経て修繕をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政 課長（三宮賢豊君） ご質問の件ですが、申し上げますと、道庁は道庁で手続きを進めておりまして、役場は役場で旅行代理店と手続きを進めていたところでございます。旅行代理店は手続きを急いでくださいとは言っていましたけれども、実は明確な期限は切られていなかった状況でした。我々のほうも急いで手続きを進めたという状況で、その結果当初の見積もりの額で行ける便で押さえられたのかどうかということを確認していなかった部分もございました。旅行代理店からの金額の変更の提示も、結果的に先ほど申し上げましたように1月17日というぎりぎりになってしまったということで、そのときに初めて金額がかなり上乗せされたということが判明しまして、その後旅行代理店と交渉した結果、この金額でおさまったということでございます。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。防災無線の関係はわかりました。本当に今災害の多いときですので、各町内会がそういったところでしっかり随時利用できるような状況にないと、町民の安心安全というのは守られないのではないかと思いますので、各公民館、各町内会長さんからそういった情報が入ったときには、すぐにでも予算化をして議会のほうに報告をしていただきたいと思っております。

そういう旅行会社と折衝しているならもう使わないでください、そういうところ。おかしいでしょう。私が旅行会社だったらそんなことしないです。きちんと期限を切って、いついつまでに報告を下さいという話になります。出発する間に金額決まってどうするのですか。そういう旅行会社はもう使わないで下さい。もうそういう話も聞きたくないです。もし本当にそういった形の中で折衝しているのであれば、今後そういった旅行会社はやめていただきたい。議会の中でもそういった説明はしてほしくはないです。私はそういうふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課長兼危機管理室長（岡村幸男君） 議員がおっしゃるとおり、この防災無線は保守点検といっても当然タイムラグがありますので、日頃やはりそれを聞いていただく、もしくは使っていただく町内会の皆さんの情報が一番早いかと思います。そういう情報をいただいた際はすぐに対応することで、今後ともやっていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございます方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、私のほうからも一言お話をさせていただきたいと思えます。

先ほどから出ている問題なのですけれども、やはり皆さん思っていたきたいのは、自分の

懐から出す個人的な旅行だったらどうなのかと。金額が上がると言ってきたのはわずか9日前の話です。最終的には5万円以下くらいの足しかももしれない。一人分にしたら大したことないのかもしれない。しかし、旅行会社も期限を明確にしていなかった。こちらのほうは、パスポート何てファックスで送れば一発ですから、これだって町側に瑕疵がなかったわけではないし、パスポートをいつまでに送らなければならなかったのか、もう送ってあるのか、送っていないのか旅行会社に確認をしたり、あるいは町にパスポートをファックスでいただくのであれば、まだ来ていませんとその方に催促をするなり、そういったことが大切だと思うのです。

今の時点でこうやって補正予算が上がってくるという自体がやはりおかしいと思いますし、先ほど同僚議員から出たように、もうそんな旅行会社使わないでくださいという意見が出てあたり前の話になってくるのです。もしこれが個人の旅行だったり、会社と法人旅行部との折衝の中でこんなことがあったら、その会社はもう二度と使わないし、私だったらわずか5万円だったら負担させます。こんなあたり前の話です。そういう点で白老町は財政再建の真最中だということを忘れないでいただきたいのが1つ。

もう一つは、ハワイ州と親善、いわゆる姉妹提携を結んだのは北海道です。道とハワイが姉妹提携を結んでそして依頼を受けて町が今回参加したわけですから、そういった点もいろいろ考慮した中で非常なタイトなスケジュールの中で、2泊3日か3泊4日かそれくらいタイトなスケジュールの中で何名か町から参加しているわけですから、この辺もしっかりと道と連携して今後やっていただかないと、こういったものがこの時期に上がってくること自体ちょっと違和感がありますので、今後気をつけていただきたいと思います。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 議長がそう言っているけれども、議長というのはそこまで言うべきではありません。私も議長経験していますから、本当に言いたかったら副議長と代わって言うべきなのです。議長は間違っていると思います。どうしても言いたかったら副議長と代わって言うべきです、私の議長経験からいってそう思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時 9分

---

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎特別委員会の中間報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、特別委員会の中間報告についてを議題に供します。

町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会委員長より、会議規則第41条第2項規定により、調査の中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

町立病院改築基本方針に関する特別委員会委員長、広地紀彰委員長。

〔町立病院改築基本方針に関する特別委員長 広地紀彰君登壇〕

○町立病院改築基本方針に関する特別委員会委員長（広地紀彰君） 委員会調査中間報告書。

本委員会に付託された下記の案件について、その活動経過を白老町議会会議規則第41条第2項の規定により報告します。

記。

- 1、付託事項、町立病院改築基本方針に関する調査。
- 2、調査の方法、事務調査。
- 3、調査の経緯及び日程は記載のとおりです。
- 4、調査に基づく中間報告。

町は、平成25年6月白老町財政健全化外部有識者検討委員会及び白老町行政改革推進委員会において、町立病院はこのままの経営状況においては原則廃止との答申を受け、翌26年8月町立病院経営改善計画の進捗状況と本町に必要な医療体制の確保などを総合的に判断し、町立病院の経営を継続するとともに老朽化の著しい病院の改築を行うという政策判断を示した。その後、老朽化著しい現病院の早期改築を実施する必要があることから、28年5月白老町立国民健康保険病院改築基本構想を策定し、病院改築の基本方針づくりを進めてきた。

本年2月、町は基本構想を具体化する基本計画の策定にあたり、医療スタッフの確保、安定的な経営の維持、そして永続的な地域医療の充実を図るために苫小牧保健センター理事長にアドバイスを求め、覚書を締結して基本構想の検証や地域医療のあり方、医療・介護提供のあり方などの協議を重ね、11月の全員協議会において町立病院の経営形態及び骨格の政策判断についてを議会に対して示した。

このことを受けて、議会運営委員会では、町立病院の方向性の取り扱いについて協議し、地域・町民に大きな影響があることから、議員全員によるしっかりとした議論が求められているものであるとして本会議に諮り、議長を除く議員全員で構成する本特別委員会を設置して調査することとしたところである。

町は、今回の政策判断に基づいて、町立病院改築基本方針である基本構想（改訂版）及び基本計画を策定するとしている。

このことから、本特別委員会は町立病院の方向性の内容等を精力的に調査し、委員間における討議を経て基本構想の改定前に特別委員会としての一致意見を示すために中間報告をする。

#### 5、町立病院改築基本方針に関する提出意見。

平成29年11月6日に町が議会協議会に示した町立病院の方向性を受け、議会では地域や町民に大きな影響があると判断し、議長を除く議員全員で構成する町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会を設置し、2度にわたり政策判断に対する質疑を行なうとともに議員間討議も2度行なった。

この質疑や討議を通して本特別委員会では、主に新たな方向性の判断・選択の明確な根拠や確保すべき医療体制への手法・手順の説明内容が十分ではないとの認識で一致した。

本特別委員会からの意見は下記のとおりであり、町としてこれを真摯に受けとめ、病院改築基本方針の策定に反映させるよう求めるものである。

1、町立病院の方向性を判断した根拠を町民にも理解できるように明確にすること。特に平成28年に策定した基本構想の内容から改訂する項目について明確な理由を示すこと。（例として、病床の確保、在宅医療の充実、救急医療体制の確保、人工透析診療科及び介護老人保健施設きたこぶしの考え方、かかりつけ医機能、地域完結型の医療連携体制の構築、指定管理者制度導入の影響等）

2、町立病院の方向性に示した実態把握と影響を踏まえ、具体的に診療科目や医療スタッフ等を確保する医療体制及び会計における独立採算や政策医療の範囲と負担等を明確にした経営体制を確保していく確実性を高めること。

3、上記2点を明確にして注力した上で、スケジュールを再検討し着実に協議や取り組みを進めること。（町民説明会の実施、計画策定手続き等）。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまの委員長報告に対し、何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日、1月31日から3月31日までの間は休会となっておりますのでご承知おき願います。

---

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時17分）